

別添18

社援地発 0401 第 19 号

20250326 資電部第 1 号

令和 7 年 4 月 1 日

都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長

小売電気事業者・一般送配電事業者

各位

ガス小売事業者・一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室長

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長

(公 印 省 略)

「生活困窮者自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携マニュアル」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と電気・都市ガス事業との連携について」（令和 5 年 2 月 28 日付け社援地発 0228 第 1 号、20230228 資電部第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室長、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長連名通知。）の別紙「生活困窮者自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正した。特に、支援関係機関の連携強化のため、家計改善支援事業との連携についても示すこととしたため、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、改正法による改正後の法及びマニュアルの趣旨や内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いしたい。ま

た、電気・都市ガス事業者におかれては、マニュアルの内容を御了知いただき、生活困窮者自立支援制度への御協力をよろしくお願いしたい。

なお、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">生活困窮者自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携マニュアル</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 生活困窮者自立支援制度の概要</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援機関が実施する自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により自立に向けた包括的かつ早期的な支援を提供するものです。</p> <p>こうした生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係機関との連携が重要です。支援を必要とする者に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことにより、早期的な支援につなげ、効果的な自立の促進につながることを期待できます。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援機関と関係機関との連携体制を構築する取組として、関係機関により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされています。これは、その構成員に対する守秘義務を課した上で、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことにより、支援につながっていない生活困窮者の早期発見や迅速な支援の開始等につなげることが期待されているものです。(法第9条第1項及び第2項) なお、支援会議においては、支援会議の構成員となっていない機関等も含む関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」こととされています(法第9条第3項)。</p> <p>(参考) 厚生労働省ウェブページ 生活困窮者自立支援制度の概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html</p> <p>3. 自立相談支援機関等と電気・都市ガス事業者との連携について</p> <p>自立相談支援機関等と電気・都市ガス事業者との連携については、地域の実情に応じた様々な取組が行われているところです。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と事業者間で生活困窮のおそれがある者を把握した場合の通報に関する協定を締結し、事業者が生活困窮のおそれがある者を把握した場合に、当該者に自立相談支援機関を案内したり、本人の同意を得た上で行政に情報を共有したりするなどの取組や、 ・ 行政、関係機関、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者が独自のネットワークを形成し、地域全体で見守り活動を行い、生活困窮のおそれがある者を早期に発見し、支援につなげていく取組 <p>などが行われています。</p>	<p style="text-align: center;">生活困窮者自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携マニュアル</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 生活困窮者自立支援制度の概要</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援機関が実施する自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により自立に向けた包括的かつ早期的な支援を提供するものです。</p> <p>こうした生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係機関との連携が重要です。支援を必要とする者に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことにより、早期的な支援につなげ、効果的な自立の促進につながることを期待できます。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援機関と関係機関との連携体制を構築する取組として、関係機関により構成される会議（支援会議）を組織することができます。これは、その構成員に対する守秘義務を課した上で、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことにより、支援につながっていない生活困窮者の早期発見や迅速な支援の開始等につなげることが期待されているものです。(法第9条第1項及び第2項) なお、支援会議においては、支援会議の構成員となっていない機関等も含む関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」こととされています(法第9条第3項)。</p> <p>(参考) 厚生労働省ウェブページ 生活困窮者自立支援制度の概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html</p> <p>3. 自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携について</p> <p>自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携については、地域の実情に応じた様々な取組が行われているところです。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と事業者間で生活困窮のおそれがある者を把握した場合の通報に関する協定を締結し、事業者が生活困窮のおそれがある者を把握した場合に、当該者に自立相談支援機関を案内したり、本人の同意を得た上で行政に情報を共有したりするなどの取組や、 ・ 行政、関係機関、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者が独自のネットワークを形成し、地域全体で見守り活動を行い、生活困窮のおそれがある者を早期に発見し、支援につなげていく取組 <p>などが行われています。</p>

こうした自治体の取組の事例も参考にいただきながら、以下の（１）～（３）の内容を踏まえつつ、生活困窮者支援の更なる推進・強化について御検討をお願いします。

（１）生活困窮者自立支援制度の周知

① （略）

② 電気・都市ガス料金の長期滞納等により供給停止のおそれのある者等への制度周知

電気・都市ガス事業者が生活困窮のおそれのある者と接点を有した場合に、当該者を早期に支援につなげるため、例えば、電気・都市ガス料金の長期滞納等により供給停止のおそれのある者等、あらかじめ支援の対象となる者の条件を自立相談支援機関と調整した上で、事業者が滞納や供給停止予告の通知により生活困窮のおそれのある者と接点を有した場合に、地域の自立相談支援機関の連絡先を案内する等の取組が考えられます。

そのため、自立相談支援機関においては、電気・都市ガス事業者に対して管内の自立相談支援機関の連絡先一覧を情報提供するなど、滞納者から「困窮している」等の相談があった場合に備えた取組をお願いします。

なお、令和6年度補正予算では、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「生活困窮者自立支援の機能強化事業」（別添2）において、自立相談支援機関とNPO法人や企業等の民間団体との連携に必要な経費を補助するための予算を確保しており、令和7年度に繰り越して執行することとしています。電気・都市ガス事業者に対して自立相談支援機関のチラシ等を提供するための経費も補助の対象となるため、本補助金も活用しながら、自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携のための取組をお願いします。

（２）自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者が連携する場づくり

生活困窮者への支援に当たっては、自立相談支援機関が関係機関との連携による支援のネットワークを形成していくことも重要です。こうした関係機関との連携体制を構築するため、以下の仕組みや事業を活用することが考えられます。

① 支援会議

法第9条第1項の規定に基づき、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される支援会議を組織するよう努めることとされています。支援会議においては、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことにより、支援につながっていない生活困窮者の早期発見や迅速な支援の開始等につなげることが期待されています。

この情報の交換に際しては、本人の同意を得ることが基本となりますが、本人の生命、身体又は財産の保護のために情報を提供する必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合等には、本人の同意を得ることなく、関係機関と生活困窮者の個人情報等を共有することができます。

この支援会議の構成員については、自治体職員、自立相談支援事業の相談支援員、サービス提供責任者、生活に何らかの課題を抱えた人が相談に訪れる可能性のある庁内の関係部局（福祉、就労、税務、教育、住宅等）の職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、地域住民、法律の専門家（弁護士、司法書士等）、地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる機関（インフラ事業者、金融機関等）などが想定されるため、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者などに対して構成員となることを依頼することも重要です。

こうした自治体の取組の事例も参考にいただきながら、以下の（１）～（３）の内容を踏まえつつ、生活困窮者支援の更なる推進・強化について御検討をお願いします。

（１）生活困窮者自立支援制度の周知

① （略）

② 電気・都市ガス料金の長期滞納等により供給停止のおそれのある者等への制度周知

電気・都市ガス事業者が生活困窮のおそれのある者と接点を有した場合に、当該者を早期に支援につなげるため、例えば、電気・都市ガス料金の長期滞納等により供給停止のおそれのある者等、あらかじめ支援の対象となる者の条件を自立相談支援機関と調整した上で、事業者が滞納や供給停止予告の通知により生活困窮のおそれのある者と接点を有した場合に、地域の自立相談支援機関の連絡先を案内する等の取組が考えられます。

そのため、自立相談支援機関においては、電気・都市ガス事業者に対して管内の自立相談支援機関の連絡先一覧を情報提供するなど、滞納者から「困窮している」等の相談があった場合に備えた取組をお願いします。

なお、令和4年度から令和5年度にかけては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金における生活困窮者自立支援の機能強化事業（実施主体は都道府県・市・区等、補助率3/4。別添2）において、自立相談支援機関とNPO法人や企業等の民間団体とが連携するための支援を行っています。電気・都市ガス事業者に対して自立相談支援機関のチラシ等を提供するための経費も補助の対象となるため、本交付金も活用しながら、自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携のための取組をお願いします。

（２）自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者が連携する場づくり

生活困窮者への支援に当たっては、自立相談支援機関が関係機関との連携による支援のネットワークを形成していくことも重要です。こうした関係機関との連携体制を構築するため、以下の仕組みや事業を活用することが考えられます。

① 支援会議

法第9条第1項の規定に基づき、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される支援会議を組織することができます。支援会議においては、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことにより、支援につながっていない生活困窮者の早期発見や迅速な支援の開始等につなげることが期待されています。

この情報の交換に際しては、本人の同意を得ることが基本となりますが、本人の生命、身体又は財産の保護のために情報を提供する必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合には、本人の同意を得ることなく、関係機関と生活困窮者の個人情報等を共有することができます。

この支援会議の構成員については、自治体職員、自立相談支援事業の相談支援員、サービス提供責任者、地域において生活困窮者に関する業務を行っている福祉、就労、教育、住宅その他の関係機関の職員、社会福祉協議会職員、民生・児童委員、地域住民などが想定されますが、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者などに対して構成員となることを依頼することも重要です。

② 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（予算事業）

地域において、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワークづくりや包括的な支援体制づくりなどを支援するため、令和4年度予算から、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」（実施主体は市町村、補助率1/2）を創設しています。（別添4）

この事業内容の一つに、行政や地域住民、NPO法人等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開があり、その中で、例えば、地域の社会福祉法人やNPO法人、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者など、地域の一般的なニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議を開催することなどが可能となっています。

（削除）

（3）自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との情報共有時の個人情報の取扱い

（1）及び（2）の連携の場を通じて、電気・都市ガス料金の長期滞納等によってこれらの供給が停止される可能性があり、支援の必要がある場合など、必要に応じて、生活困窮のおそれのある者に関する情報を電気・都市ガス事業者が自立相談支援機関に提供し、早期に支援につなげていくことが重要です。この情報提供に際しては、原則的に本人の同意を得る必要があります。

ただし、本人の生命、身体又は財産の保護のために情報を提供する必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合等には、本人の同意を得ることなく、電気・都市ガス料金の長期滞納や供給停止等の生活困窮のおそれに関する情報を自立相談支援機関と共有することが可能です。

なお、支援会議や自立相談支援機関は、支援に際して一定の時間をかけて信頼関係を構築していくことが必要となることも踏まえ、本人の尊厳の保持に留意しつつ、本人の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援方法を慎重に検討し、信頼関係を構築していくことが必要となります。

（4）家計改善支援事業と電気・都市ガス事業者との連携

生活困窮者自立支援制度における生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）は、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施するものです（別添5）。当該生活困窮者が電気・都市ガス料金の支払いを滞納している状況にある場合等においては、家計改善支援事業による家計の「見える化」を通じて滞納整理に向けた支援を行うとともに、電気・都市ガス事業者への相談に際して支援員が助言等を行うことで、滞納している料金の解消を目指すことが考えられます。家計改善支援事

② 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（予算事業）

地域において、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワークづくりや包括的な支援体制づくりなどを支援するため、令和4年度予算から、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」（実施主体は市町村、補助率1/2）を創設しています。（別添4）

この事業内容の一つに、行政や地域住民、NPO法人等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開があり、その中で、例えば、地域の社会福祉法人やNPO法人、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者など、地域の一般的なニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議を開催することなどが可能となっています。

③ プラットフォーム整備事業（予算事業）

コロナ禍における物価高騰等への影響に対応するため、（1）②の生活困窮者自立支援の機能強化事業において、「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業」（実施主体は都道府県・市・区等、補助率10/10。別添2）を実施しています。

この事業においては、それぞれの地域で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰等の影響に鑑み、どのような支援体制を構築する必要があるのか、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他NPO法人や電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者と連携して生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、その結果を踏まえて一般的な地域の生活困窮者支援に関する連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討するためのプラットフォームを設置することが可能です。

（3）自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との情報共有時の個人情報の取扱い

（1）及び（2）の連携の場を通じて、電気・都市ガス料金の長期滞納等によってこれらの供給が停止される可能性があり、支援の必要がある場合など、必要に応じて、生活困窮のおそれのある者に関する情報を電気・都市ガス事業者が自立相談支援機関に提供し、早期に支援につなげていくことが重要です。この情報提供に際しては、原則的に本人の同意を得る必要があります。

ただし、本人の生命、身体又は財産の保護のために情報を提供する必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合等には、本人の同意を得ることなく、電気・都市ガス料金の長期滞納や供給停止等の生活困窮のおそれに関する情報を自立相談支援機関と共有することが可能です。

なお、支援会議や自立相談支援機関は、支援に際して一定の時間をかけて信頼関係を構築していくことが必要となることも踏まえ、本人の尊厳の保持に留意しつつ、本人の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援方法を慎重に検討し、信頼関係を構築していくことが必要となります。

業の実施者及び電気・都市ガス事業者の間においても、日頃からの連携を図るとともに、電気・都市ガス事業者においては、生活困窮者家計改善支援事業の内容と意義を御了知いただき、相談対応部門においては当該事業による支援状況等も踏まえて対応を検討いただくようお願いいたします。

【連携の具体例】

・ 家計改善支援事業において作成した家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを、電気・都市ガス事業者への相談の際に提示したり、電話での相談の場合には支援状況について説明する。電気・都市ガス事業者は、提示された家計表・家計再生プランや支援状況を対応の検討の際に参考として活用する

別添1 自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者等民間事業者との連携の自治体の事例

別添2 生活困窮者自立支援の機能強化事業

別添3 生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の概要

別添4 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

別添5 生活困窮者家計改善支援事業の概要

(別添1) 自立相談支援機関と電気・ガス事業者(※)等民間事業者との連携の事例
※都市ガスのみでなくLPガスの事例も含まれている。

1 (略)

2. 福岡県北九州市

- 平成18・19年に相次いで生じた孤立死(孤独死)などの問題を受け、平成20年度から「いのちをつなぐネットワーク」の取組を開始。
- 住民と行政が連携し、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくために、
 - ・ 支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること(個別支援)
 - ・ 必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組みを確立すること(地域福祉ネットワークの充実・強化)の2つを目的として取組を実施。
- ネットワークには電力・ガス事業者のほか、宅配・新聞・住まい管理会社等80以上の事業所が協力会員となって取組に参加。
- 協力会員とは年1回程度、会議で互いの取組を共有し、自立相談支援機関としては生活困窮者自立支援制度の利用勧奨の実施を呼びかけている。

- それぞれの事業や業務のなかで、いのちに関わる心配な事態に気付いた場合、自立相談支援機関につないでいただく等の取組を実施。
- 電気料金徴収員が自立相談支援機関に通報した例(令和2年度)
(事例1)
 - ・ 訪問先で、意識朦朧となっている住民を発見。救急車を呼んだ後、自立相談支援機関に

別添1 自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者等民間事業者との連携の自治体の事例

別添2 生活困窮者自立支援の機能強化事業

別添3 生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の概要

別添4 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(別添1) 自立相談支援機関と電気・ガス事業者(※)等民間事業者との連携の事例
※都市ガスのみでなくLPガスの事例も含まれている。

1 (略)

2. 福岡県北九州市

- 平成18・19年に相次いで生じた孤立死(孤独死)などの問題を受け、平成20年度から「いのちをつなぐネットワーク」の取組を開始。
- 住民と行政が連携し、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくために、
 - ・ 支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること(個別支援)
 - ・ 必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組みを確立すること(地域福祉ネットワークの充実・強化)の2つを目的として取組を実施。
- ネットワークには電力・ガス事業者のほか、宅配・新聞・住まい管理会社等60以上の事業所が協力会員となって取組に参加。
- 協力会員とは年1回程度、会議で互いの取組を共有し、自立相談支援機関としては生活困窮者自立支援制度の利用勧奨の実施を呼びかけている。
※ 令和2年度以降はコロナのため、会議は開催できなかったが、令和4年度は3年ぶりに開催した。
- それぞれの事業や業務のなかで、いのちに関わる心配な事態に気付いた場合、自立相談支援機関につないでいただく等の取組を実施。
- 電気料金徴収員が自立相談支援機関に通報した例(令和2年度)
(事例1)
 - ・ 訪問先で、意識朦朧となっている住民を発見。救急車を呼んだ後、自立相談支援機関に

連絡した。自立相談支援機関では、生活保護受給中であることを確認し、担当ケースワーカーへ情報提供を行った。

(事例2)

- ・ 担当世帯を訪問したところ、室内がゴミの山で住民は衰弱状態であったため、自立相談支援機関に連絡した。通報を受け、福祉部門職員が民生委員とともに訪問。適切な部署や病院につなげた。

(参考) 北九州市 HP 「いのちをつなぐネットワーク」について

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0471.html

3 (略)

4. 千葉県我孫子市

- 市と事業者との生活困窮者等の見守りに関する協定を締結しており、電気・ガス・水道・新聞含め令和7年1月現在は約50社と提携し、連絡協議会を設置。
- 協定締結開始からこれまでの間において、事業者等から通報があったのは令和7年1月現在45件であり、適宜関係機関へとつなげた。
- 事例：宅配業者による通報（令和2年度）
 - ・ 宅配業者が宅配のために自宅を訪問したところ、配食サービスの受け取りがされていなかったことから、自立相談支援機関に通報。
 - ・ その後、支援員が自宅に訪問したことをきっかけに、困窮している状態が発覚し、生活保護の窓口につながった。

5 (略)

連絡した。自立相談支援機関では、生活保護受給中であることを確認し、担当ケースワーカーへ情報提供を行った。

(事例2)

- ・ 担当世帯を訪問したところ、室内がゴミの山で住民は衰弱状態であったため、自立相談支援機関に連絡した。通報を受け、福祉部門職員が民生委員とともに訪問。適切な部署や病院につなげた。

(参考) 北九州市 HP 「いのちをつなぐネットワーク」について

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0471.html

3 (略)

4. 千葉県我孫子市

- 市と事業者との生活困窮者等の見守りに関する協定を締結しており、電気・ガス・水道・新聞含め約50社と提携し、連絡協議会を設置。
- これまで事業者等から通報があったのは約41件で、令和3年度は約5件であり、令和3年度通報の5件中、3件が支援機関等につながった。
- 事例：宅配業者による通報（令和2年度）
 - ・ 宅配業者が宅配のために自宅を訪問したところ、配食サービスの受け取りされていなかったことから、自立相談支援機関に通報。
 - ・ その後、支援員が自宅に訪問したことをきっかけに、困窮している状態が発覚し、生活保護の窓口につながった。

5 (略)

社援地発 0228 第 1 号
20230228 資電部第 1 号
令和 5 年 2 月 28 日
一部改正
社援地発 0401 第 19 号
20250326 資電部第 1 号
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長
小売電気事業者・一般送配電事業者 各位
ガス小売事業者・一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室長
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長
(公印省略)

生活困窮者自立支援制度と電気・都市ガス事業との連携について

平素より、厚生労働行政及び資源エネルギー行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり生活困窮者の支援ニーズが多様化する中、多様な支援ニーズに対して早期にきめ細かな支援を行うためには、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援機関と関係機関との連携が重要です。

特に、ライフラインである電気・都市ガス料金の猶予や滞納が長期化してその支払いが困難となり、このままでは供給停止のおそれがある場合や、事業者が生活困窮を原因とした料金の滞納等に関する相談に応じた場合には、早期に生活困窮者自立相談支援機関での相談につなげる必要があることから、生活困窮者自立相談支援機関とこれらの事業者との連携が重要になります。

そのため、こうした生活困窮者を確実に支援につなげ、その自立の促進を図ることができるよう、別紙のとおり生活困窮者自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携についてのマニュアルをまとめました。各都道府県・市町村生活困窮者自立支援制度主管部局におかれましては、本マニュアルを積極的に御活用いただき、管内の電気・都市ガス事業者との連携を図るようよろしくお願いいたします。また、電気・都市ガス事業者におかれましては、本マニュアルの内容を御了知いただき、生活困窮者自立支援制度への御協力をよろしくお願い

いたします。

なお、各都道府県・市町村生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

(別紙)

生活困窮者自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携マニュアル

1. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、生活困窮者を確実に支援につなげ、その自立の促進を図ることができるよう、自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との具体的な連携の方策をまとめたものです。

人が生活困窮に陥り、社会とのつながりが弱まったときには、できるだけ早期にアプローチすることで支援の効果を高めることができます。また、生活困窮者の中には、自らSOSを発することができない者もいます。そうした者に早期の支援を行うためには、「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワークを強化してそこから生活困窮者の情報をいち早く把握し、場合によっては訪問して支援するなど、支援を行う側が積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすることが必要です。

そのため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく自立相談支援機関と関係機関との連携は重要です。特に、ライフラインである電気・都市ガス料金の猶予や滞納が長期化してその支払いが困難となり、このままでは供給停止のおそれがある場合や、事業者が生活困窮を理由とする料金の滞納等に関する相談に応じた場合には、早期に自立相談支援機関での相談につなげる必要があることから、自立相談支援機関とこれらの事業者との連携が重要になります。

本マニュアルを活用し、まずは地域の実情に応じて自立相談支援機関と管内の電気・都市ガス事業者とのネットワークを構築し、生活困窮者が確実に必要な支援を受けられる地域づくりを進めていただくよう、お願いします。

2. 生活困窮者自立支援制度の概要

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援機関が実施する自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により自立に向けた包括的かつ早期的な支援を提供するものです。

こうした生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係機関との連携が重要です。支援を必要とする者に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことにより、早期的な支援につなげ、効果的な自立の促進につながることが期待できます。

また、生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援機関と関係機関との連携体制を構築する取組として、関係機関により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めるこ

ととされています。これは、その構成員に対する守秘義務を課した上で、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことにより、支援につながっていない生活困窮者の早期発見や迅速な支援の開始等につなげることが期待されているものです。(法第9条第1項及び第2項)なお、支援会議においては、支援会議の構成員となっていない機関等も含む関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」こととされています(法第9条第3項)。

(参考) 厚生労働省ウェブページ 生活困窮者自立支援制度の概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

3. 自立相談支援機関等と電気・都市ガス事業者との連携について

自立相談支援機関等と電気・都市ガス事業者との連携については、地域の実情に応じた様々な取組が行われているところです。例えば、

- ・ 行政と事業者間で生活困窮のおそれがある者を把握した場合の通報に関する協定を締結し、事業者が生活困窮のおそれがある者を把握した場合に、当該者に自立相談支援機関を案内したり、本人の同意を得た上で行政に情報を共有したりするなどの取組や、
- ・ 行政、関係機関、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者が独自のネットワークを形成し、地域全体で見守り活動を行い、生活困窮のおそれがある者を早期に発見し、支援につなげていく取組

などが行われています。

こうした自治体の取組の事例も参考にいただきながら、以下の(1)～(3)の内容を踏まえつつ、生活困窮者支援の更なる推進・強化について御検討をお願いします。

(1) 生活困窮者自立支援制度の周知

① 電気・都市ガス事業者への制度及び連携窓口の周知

自立相談支援機関は、生活困窮者を早期に発見するとともに、包括的な支援が提供されるよう、日頃から関係機関との連携を図ることが重要です。電気・都市ガス事業者は、料金の滞納に関する相談等の際に地域住民の些細な変化に気づくことができ、長期間の料金滞納による供給停止のおそれなどの差し迫った困窮状態にある地域住民との接点を持つ可能性があることから、関係機関の一つとして連携を図ることが必要です。

そのため、自立相談支援機関は、管内の電気・都市ガス事業者の営業所等に対して生活困窮者自立支援制度の周知を図るとともに、電気・都市ガス事業者からの相談、情報提供等に応じる窓口を設定し、あらかじめ周知するなどの取組をお願いします。

その際、(2)の仕組みや事業の活用についても御検討ください。

② 電気・都市ガス料金の長期滞納等により供給停止のおそれのある者等への制度周

知

電気・都市ガス事業者が生活困窮のおそれのある者と接点を有した場合に、当該者を早期に支援につなげるため、例えば、電気・都市ガス料金の長期滞納等により供給停止のおそれのある者等、あらかじめ支援の対象者となる者の条件を自立相談支援機関と調整した上で、事業者が滞納や供給停止予告の通知により生活困窮のおそれのある者と接点を有した場合に、地域の自立相談支援機関の連絡先を案内する等の取組が考えられます。

そのため、自立相談支援機関においては、電気・都市ガス事業者に対して管内の自立相談支援機関の連絡先一覧を情報提供するなど、滞納者から「困窮している」等の相談があった場合に備えた取組をお願いします。

なお、令和6年度補正予算では、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「生活困窮者自立支援の機能強化事業」（別添2）において、自立相談支援機関とNPO法人や企業等の民間団体との連携に必要な経費を補助するための予算を確保しており、令和7年度に繰り越して執行することとしています。電気・都市ガス事業者に対して自立相談支援機関のチラシ等を提供するための経費も補助の対象となるため、本補助金も活用しながら、自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携のための取組をお願いします。

（2）自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者が連携する場づくり

生活困窮者への支援に当たっては、自立相談支援機関が関係機関との連携による支援のネットワークを形成していくことも重要です。こうした関係機関との連携体制を構築するため、以下の仕組みや事業を活用することが考えられます。

① 支援会議

法第9条第1項の規定に基づき、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される支援会議を組織するよう努めることとされています。支援会議においては、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことにより、支援につながっていない生活困窮者の早期発見や迅速な支援の開始等につなげることが期待されています。

この情報の交換に際しては、本人の同意を得ることが基本となりますが、本人の生命、身体又は財産の保護のために情報を提供する必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合等には、本人の同意を得ることなく、関係機関と生活困窮者の個人情報等を共有することができます。

この支援会議の構成員については、自治体職員、自立相談支援事業の相談支援員、サービス提供責任者、生活に何らかの課題を抱えた人が相談に訪れる可能性のある庁内の関係部局（福祉、就労、税務、教育、住宅等）の職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、地域住民、法律の専門家（弁護士、司法書士等）、地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる機関（インフラ事業者、金融機関等）な

どが想定されますが、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者などに対して構成員となることを依頼することも重要です。

② 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（予算事業）

地域において、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワークづくりや包括的な支援体制づくりなどを支援するため、令和4年度予算から、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」（実施主体は市町村、補助率1/2）を創設しています。（別添4）

この事業内容の一つに、行政や地域住民、NPO法人等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開があり、その中で、例えば、地域の社会福祉法人やNPO法人、電気・都市ガス事業者を含む民間のサービス提供事業者など、地域の一般的なニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議を開催することなどが可能となっています。

（3）自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との情報共有時の個人情報の取扱い

（1）及び（2）の連携の場を通じて、電気・都市ガス料金の長期滞納等によってこれらの供給が停止される可能性があり、支援の必要がある場合など、必要に応じて、生活困窮のおそれのある者に関する情報を電気・都市ガス事業者が自立相談支援機関に提供し、早期に支援につなげていくことが重要です。この情報提供に際しては、原則的に本人の同意を得る必要があります。

ただし、本人の生命、身体又は財産の保護のために情報を提供する必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合等には、本人の同意を得ることなく、電気・都市ガス料金の長期滞納や供給停止等の生活困窮のおそれに関する情報を自立相談支援機関と共有することが可能です。

なお、支援会議や自立相談支援機関は、支援に際して一定の時間をかけて信頼関係を構築していくことが必要となることも踏まえ、本人の尊厳の保持に留意しつつ、本人の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援方法を慎重に検討し、信頼関係を構築していくことが必要となります。

（4）家計改善支援事業と電気・都市ガス事業者との連携

生活困窮者自立支援制度における生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）は、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施するものです（別添5）。当該生活困窮者が電気・都市ガス料金の支払いを滞納している状況にある場合等においては、家計改善支援事業による家計の「見える化」を通じて滞納整理に向けた支援を行うとともに、電気・都市ガス事業者への相談に際して支援員が助言等を行うことで、滞納して

いる料金の解消を目指すことが考えられます。家計改善支援事業の実施者及び電気・都市ガス事業者の間においても、日頃からの連携を図るとともに、電気・都市ガス事業者においては、生活困窮者家計改善支援事業の内容と意義を御了知いただき、相談対応部門においては当該事業による支援状況等も踏まえて対応を検討いただくようお願いいたします。

【連携の具体例】

- ・家計改善支援事業において作成した家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを、電気・都市ガス事業者への相談の際に提示したり、電話での相談の場合には支援状況について説明する。電気・都市ガス事業者は、提示された家計表・家計再生プランや支援状況を対応の検討の際に参考として活用する

別添 1 自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者等民間事業者との連携の自治体の事例

別添 2 生活困窮者自立支援の機能強化事業

別添 3 生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の概要

別添 4 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

別添 5 生活困窮者家計改善支援事業の概要

(別添 1) 自立相談支援機関と電気・ガス事業者(※)等民間事業者との連携の事例
※都市ガスのみでなくLPガスの事例も含まれている。

1. 熊本県玉名市

- 令和2年10月に、九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社・玉名市の3者で「生活困窮者等の要支援者発見の通報に関する協定」を締結。
- 九州電力側の提案で協定締結に至る。
- 支援が必要な人の情報を早期に把握し、生活再建につなげる取組で、検針や料金回収を通じて料金支払いなどが困難な人を把握した場合には、
 - ・ 自立相談支援機関であるくらしサポート課の案内文書を渡す
 - ・ 本人の同意が得られれば、市に通報して情報共有を行う。
- 九州電力が自治体と生活困窮者について情報交換する協定を結ぶのは初。
- 協定前から年に3～4件ほど、通報の実績あり。
- 通報を受けてからは自立相談支援機関の職員が訪問し、必要に応じて支援。
- 本人の同意なく個人情報を取り扱う場合には、支援会議(電力会社等は関係機関として必要に応じて招集)を活用することとしている。
- 支援会議のほか、不定期で意見交換会も開催している。

(参考) 玉名市HP

<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/53/17448.html>

生活困窮者等の要支援者発見の通報に関する協定
～みんなの生活を守る福祉のまちづくりを目指して～

九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社および玉名市は、令和2年10月13日(火曜日)、「生活困窮者等の要支援者発見の通報に関する協定」を締結しました。本協定は、支援が必要な人の情報を早期に把握し、生活再建につなげる取り組みで、九州電力が自治体と生活困窮者について情報交換する協定を結ぶのは初めてです。今後、検針や料金回収を通じて料金支払いなどが困難な人を把握した場合には、くらしサポート課の案内文書を渡し、本人の同意が得られれば、市に通報して情報を共有することができます。

泉裕幸九州電力株式会社玉名営業所長、副裕宣九州電力送配電株式会社玉名配電事業所長は「地域と共生する企業として市の発展に協力したい」と挨拶し、藏原市長は「両社の協力は困窮者対策として大きな後押しとなる」と話しました

2. 福岡県北九州市

- 平成18・19年に相次いで生じた孤立死(孤独死)などの問題を受け、平成20年度から「いのちをつなぐネットワーク」の取組を開始。
- 住民と行政が連携し、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように地

域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくために、

- ・ 支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること（個別支援）
- ・ 必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組みを確立すること（地域福祉ネットワークの充実・強化）

の2つを目的として取組を実施。

- ネットワークには電力・ガス事業者のほか、宅配・新聞・住まい管理会社等 80 以上の事業所が協力会員となって取組に参加。
- 協力会員とは年 1 回程度、会議で互いの取組を共有し、自立相談支援機関としては生活困窮者自立支援制度の利用勧奨の実施を呼びかけている。
- それぞれの事業や業務のなかで、いのちに関わる心配な事態に気付いた場合、自立相談支援機関につないでいただく等の取組を実施。
- 電気料金徴収員が自立相談支援機関に通報した例（令和 2 年度）

（事例 1）

- ・ 訪問先で、意識朦朧となっている住民を発見。救急車を呼んだ後、自立相談支援機関に連絡した。自立相談支援機関では、生活保護受給中であることを確認し、担当ケースワーカーへ情報提供を行った。

（事例 2）

- ・ 担当世帯を訪問したところ、室内がゴミの山で住民は衰弱状態であったため、自立相談支援機関に連絡した。通報を受け、福祉部門職員が民生委員とともに訪問。適切な部署や病院につなげた。

（参考）北九州市 HP「いのちをつなぐネットワーク」について

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0471.html

3. 三重県鳥羽市

- 市役所が所管する公共料金の滞納者については、生活困窮者自立支援制度の案内を行うこととしており、具体的には、
 - ・ 水道部署においては、未納通知（停水予告の前の段階）に社会福祉協議会の相談窓口のパンフレットを同封するほか、停水予告後等の支払誓約書記入時に生活支援相談の要否を尋ね、要の意思を示された際には自立相談支援機関を案内する。
 - ・ 公営住宅部署においては、家賃を 3 か月滞納した際に聞き取りを行い、収入状況の確認の結果によって自立相談支援機関を案内する。
- また、水道料金等徴収業務の委託にあたり、仕様書に「福祉行政への協力」の項目を設け、高齢者や生活困窮者等の見守り活動への協力のために生活困窮者自立支援制度への理解と対応依頼について明記。
- そのほか、各窓口において公共料金の滞納や分納の相談があった者について、自立相談支援機関のパンフレットを渡す等による生活困窮者自立支援制度の案内や、本人の同意を得て自立相談支援機関へのつなぎを実施。

- 水道料金を滞納していた独居高齢者が生活困窮者自立支援制度につながった例
 - ・ 以前から水道料金を滞納しがちであったが、3か月続けて滞納していたところ、停水執行のために水道課の料金徴収業務委託業者の職員が自宅に訪問。
 - ・ 鍵がかかっており不在であったが、テレビの音だけは聞こえている状態であったため、倒れている可能性もあり停水執行と同時に社会福祉協議会（自立相談支援機関）へ報告。
 - ・ すぐさま社会福祉協議会と民生委員が訪問した結果、無事を確認した。
 - ・ 上記のことをきっかけに、後日、自立相談支援機関の相談支援員が同行したうえで再度本人と面談を行った結果、本人が金銭管理の不安を感じていることが分かり、日常生活自立支援事業の利用へとつながった。

4. 千葉県我孫子市

- 市と事業者との生活困窮者等の見守りに関する協定を締結しており、電気・ガス・水道・新聞含め令和6年度1月現在は約50社と提携し、連絡協議会を設置。
- 協定締結開始からこれまでの間において、事業者等から通報があったのは令和7年1月現在45件であり、適宜関係機関へとつなげた。
- 事例：宅配業者による通報（令和2年度）
 - ・ 宅配業者が宅配のために自宅を訪問したところ、配食サービスの受け取りがされていなかったことから、自立相談支援機関に通報。
 - ・ その後、支援員が自宅に訪問したことをきっかけに、困窮している状態が発覚し、生活保護の窓口につながった。

5. 北海道富良野市

- 生活に困窮していると想定される者の滞納や電力供給停止の情報提供を受け、アウトリーチを実施。
- 事例：冬季の電力ガスの供給停止を受けてのアウトリーチ
 - ・ 電気及びガス事業者から滞納が多く、冬季であるが供給停止とせざるを得ない困窮者の情報を自立相談支援機関に通報。
 - ・ 冬季に電気ガスが止まることは、命に関わるためアウトリーチ実施。
 - ・ 独自の貸付により滞納を一時的に解消し、その後、家計改善支援等で滞納解消の支援につなげた。

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 居住支援体制の整備

自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組(ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等)

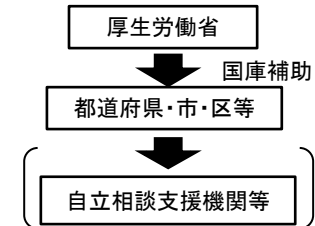
4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4
福祉事務所設置自治体 1/4

④ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

対象者

- 病気や障害等の影響で、判断能力が不十分であることにより、自身の状況を客観的に判断することができず、自ら支援を求めることが困難な生活困窮者
※判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。
- 複合的な課題を抱えていたり、同一世帯の各世帯員がそれぞれ異なる課題を抱えていたりするなど、支援に当たって関係機関・関係者の間で情報連携が必要となる生活困窮者

概要

地域において関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われる者／生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、今後の支援の方針や役割分担、見えてきた地域課題等の解決方法について議論。

※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

自立相談支援機関等の制度関係者
社会福祉協議会
地域包括支援センター
福祉・就労・住宅等の関係機関職員
教育委員会・学校関係者
民生・児童委員
ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料又は情報提供等の協力依頼

資料等の提供



類似の他法に基づく会議体との合同開催可

期待される効果

- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者を早期に把握し、必要な相談支援につなげることができる。
- 関係機関がその役割に応じて責任を持って関わる体制づくりができるなど、より良い支援を行うことができる。
- 個別の事案の議論を通じて地域課題や不足している社会資源等が明らかとなり、地域づくりにもつながる。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)

【負担割合】

- ①～④：国1/2、実施主体1/2
- ⑤：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】

ニーズの把握

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

→「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。



2. 住民主体の活動支援・情報発信等

→学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。



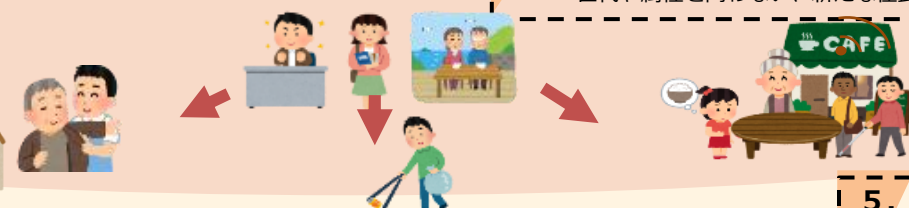
住民活動の活性化

早期発見・把握



3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

→世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す



多様な社会資源の連携

4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

→多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気付きを得て地域に還元する



5. 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

→地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業を実施する



- ・ 774自治体 (85%) (R6)
- ・ 利用18,977件 (R5)

家計改善支援事業

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援の概要

- ・ 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- ・ 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

<支援の流れとねらい>

家計に対して指導を行うわけではない

1. **世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）**：収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。



2. **月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）**：家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）



3. **継続面談を通じたモニタリング**：本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



【本人の状況に応じて組み込む支援】



滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

期待される効果

- ・ 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- ・ 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- ・ 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。